

報道関係者 各位

令和2年8月28日

【照会先】

雇用環境・均等局総務課 労働紛争処理業務室
室長 平岡 宏一
室長補佐 矢野 総一郎
(代表電話) 03(5253)1111(内線7738)
(直通電話) 03(3502)6679

「令和元年度使用者による障害者虐待の状況等」の結果を公表します ～ 通報・届出件数、虐待が認められた件数ともに減少 ～

厚生労働省は、このたび、「令和元年度使用者による障害者虐待の状況等」を取りまとめましたので、公表します。

都道府県労働局では、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」）に基づき、都道府県などの地方公共団体と連携し、障害者※1を雇用する事業主や職場の上司など、いわゆる「使用者」による障害者への虐待の防止や、虐待が行われた場合の関係法令に基づく是正指導などに取り組んでいます。

厚生労働省では、今回の取りまとめ結果を受けて、引き続き、地方公共団体との緊密な連携を図りながら、使用者による障害者虐待の防止のために取り組んでいきます。

【ポイント】

1 通報・届出のあった事業所数、通報・届出の対象となった障害者数はいずれも前年度と比べ減少。[P. 3 1-(1)、(2)]

・通報・届出のあった事業所数	1,458事業所（前年度比 12.0%減）
・通報・届出の対象となった障害者数	1,741人（同 10.4%減）

2 虐待が認められた事業所数※2、虐待が認められた障害者数はいずれも前年度と比べ減少。[P. 6 2-(1)、(2)]

・虐待が認められた事業所数	535事業所（前年度比 1.1%減）
・虐待が認められた障害者数	771人（同 14.3%減）

3 受けた虐待の種別※3※4では、経済的虐待が686人（84.8%）と最も多く、次いで心理的虐待が64人（7.9%）、身体的虐待が30人（3.7%）となっている。[P. 7 2-(3)]

※1 障害者とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害含む）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する）がある者であって、障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を取得していない場合も含まれる。（障害者基本法第2条第1号から引用）

※2 障害者虐待が認められた事業所は、届出・通報の時期、内容が異なる場合には、複数計上している。

※3 被虐待者の虐待種別については、重複しているものがある。

※4 虐待の種別については、P. 2「虐待の定義」参照。

【別添資料】

別添1 令和元年度における使用者による障害者虐待の状況

別添2 令和元年度における使用者による障害者虐待の事例

参考1 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

参考2 使用者による障害者虐待が行われた場合などの対応

【取りまとめの概要】

「使用者による障害者虐待の状況等」は、障害者虐待防止法第28条「厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。」に基づき、都道府県労働局（以下「労働局」という）が把握した使用者による障害者虐待の状況等を取りまとめたものです。

1 取りまとめ期間

通報・届出：平成31年4月1日～令和2年3月31日の間に通報・届出のあったもの
対応結果：平成31年4月1日～令和2年3月31日までに対応が完了したもの

2 取りまとめ方法

都道府県からの報告：障害者虐待防止法第24条に基づき、都道府県から労働局に報告があったもの。

労働局などへの相談：直接、労働局、労働基準監督署または公共職業安定所に、被虐待者、家族、同僚などから、使用者による障害者虐待に該当するおそれがある旨の情報提供や相談があったもの。

その他労働局などの発見：上記以外の場合で、労働基準監督署による臨検監督や公共職業安定所による事業所訪問などにおいて、使用者による障害者虐待に該当するおそれのある事例を把握したもの。

3 その他（人数・事業所数・件数などの数え方について）

- ・ ひとりの被虐待者に複数の障害（身体障害、知的障害、精神障害、発達障害）がある場合や、複数の虐待（身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放置等による虐待、経済的虐待）を受けている場合は、重複計上しています。
- ・ 投書による通報や匿名での通報など、通報対象となった障害者の障害種別を特定することが困難な場合は、障害者の人数のみを計上しています。
- ・ 虐待を受けていた障害者1名に対して複数の措置を労働局が実施した場合には、労働局が虐待に対してとった措置の件数を重複計上しています。

【虐待の定義】（障害者虐待防止法第2条第8項第1号から5号）

身体的虐待：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

性的虐待：障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

心理的虐待：障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

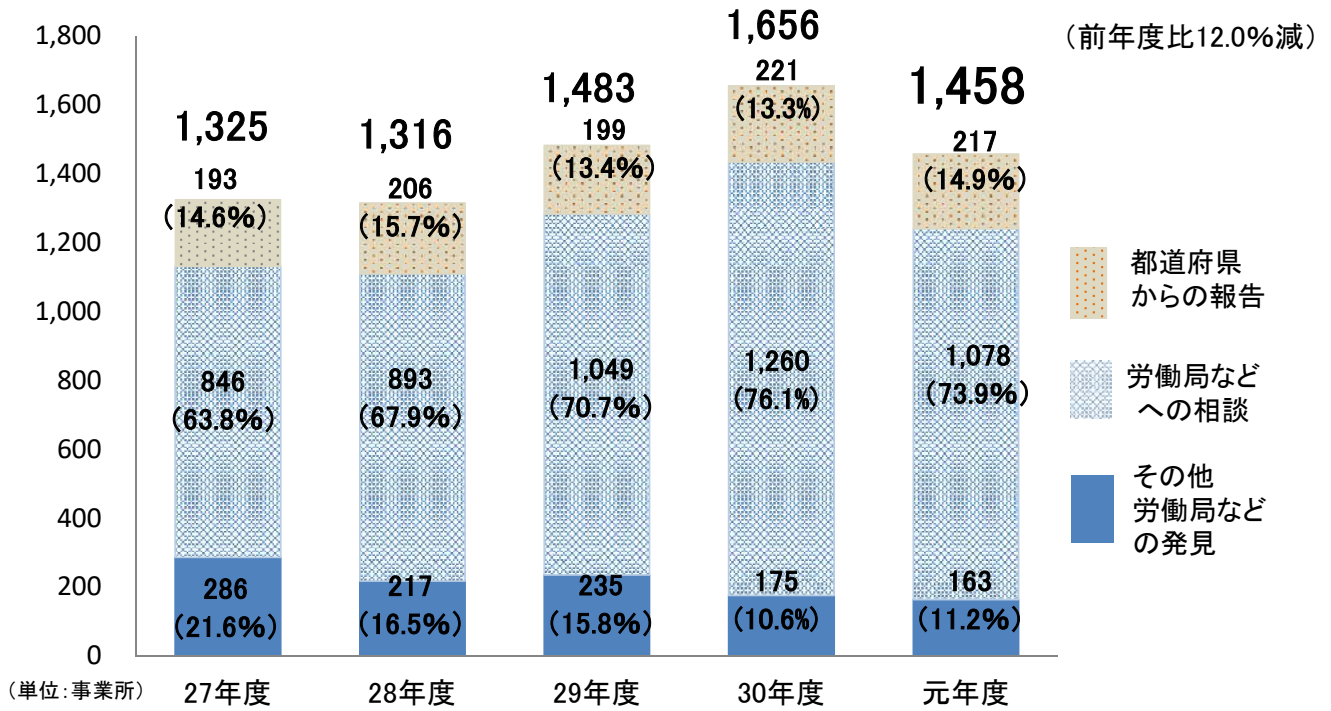
放置等による虐待：障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による上記3つの虐待行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。

経済的虐待：障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

令和元年度における使用者による障害者虐待の状況

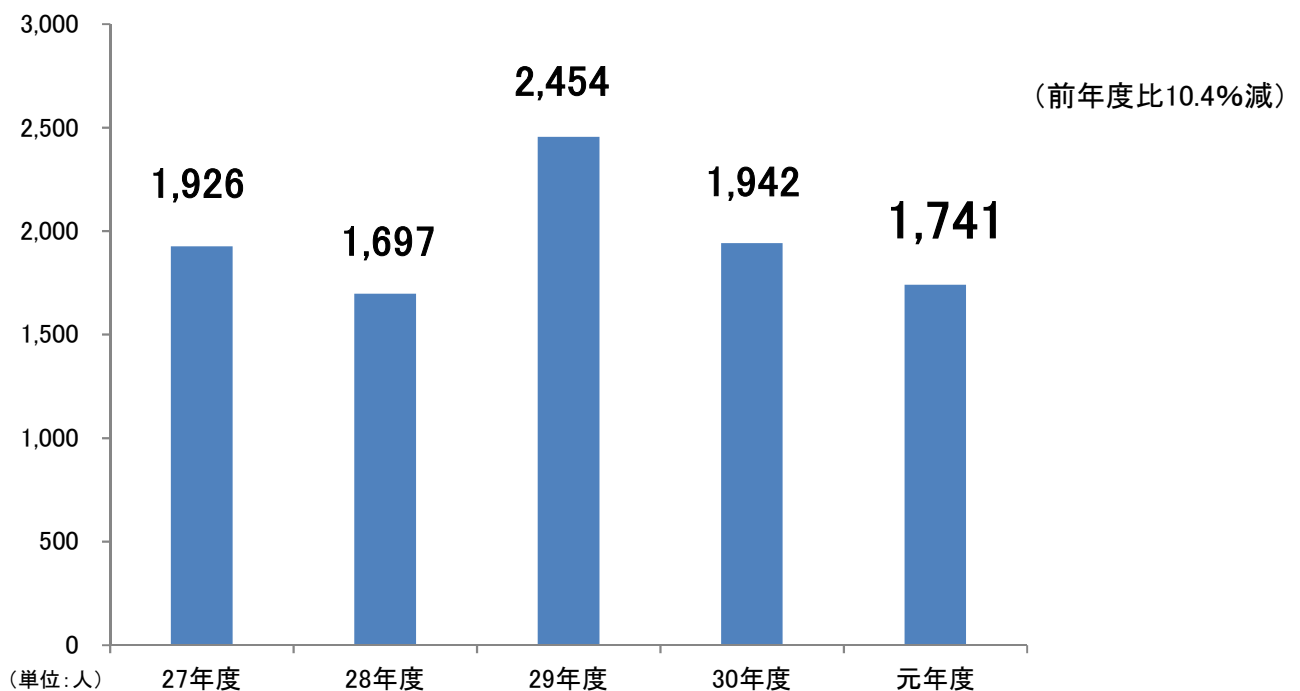
1 通報・届出

(1) 通報・届出のあった事業所数（把握の端緒別）



■ 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

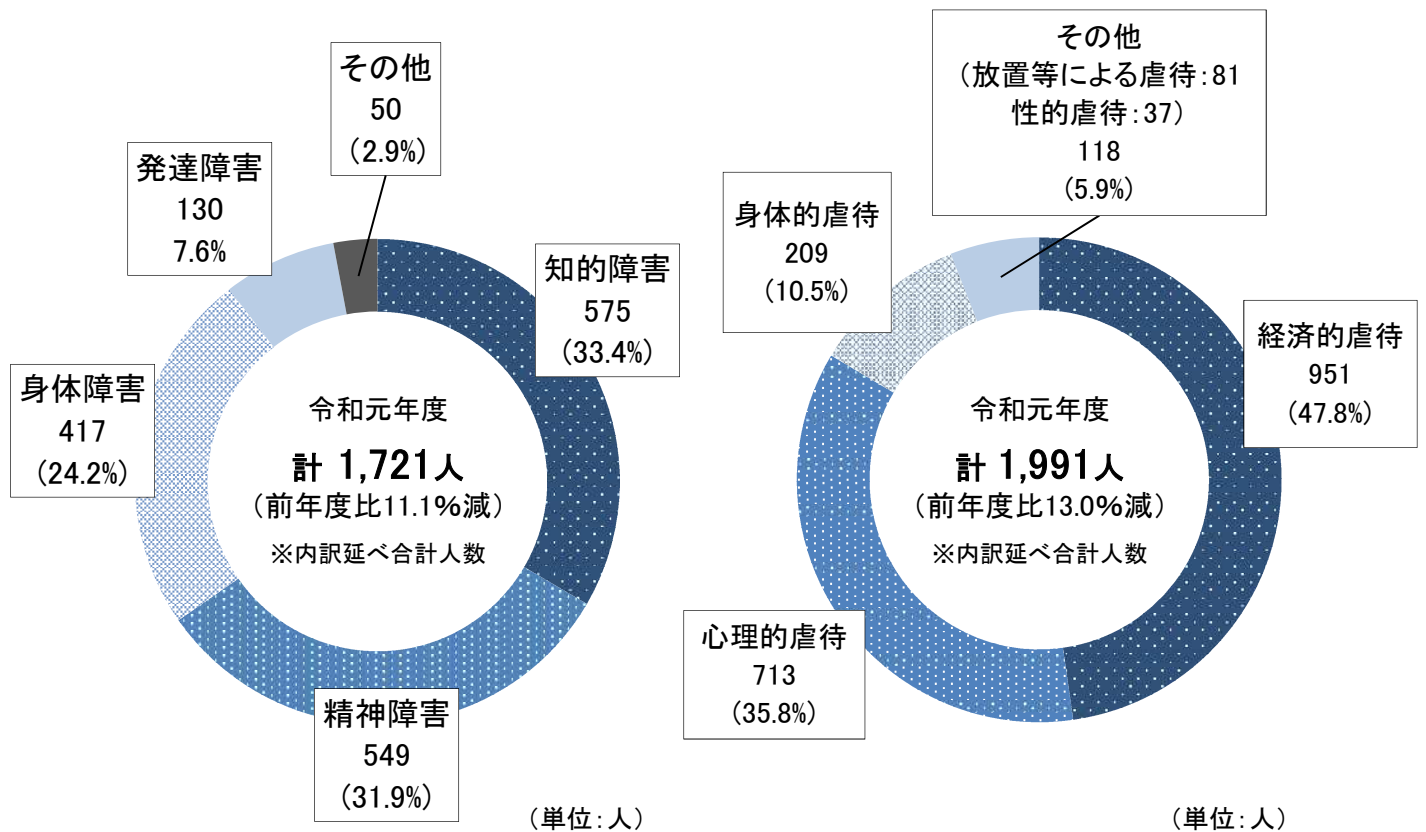
(2) 通報・届出の対象となった障害者数



(3) 通報・届出の対象となった障害者数（障害種別・虐待種別）

①障害種別

②虐待種別



- 障害種別や虐待種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。
- 通報・届出の際に明らかなもののみ計上している。

【参考】第1表 虐待種別・障害種別障害者数（通報・届出の対象となった障害者）

虐待種別	障害種別				
	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他
身体的虐待	58	86	42	15	4
性的虐待	3	8	20	4	2
心理的虐待	169	182	259	82	25
放置等による虐待	29	32	18	12	2
経済的虐待	217	363	286	46	20

(単位: 人)

- 障害種別や虐待種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。
- 通報・届出の際に明らかなもののみ計上している。

【参考】第2表 年度別・障害種別障害者数(通報・届出の対象となった障害者)

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他	合 計
27年度	426	898	490	72	16	1,902
	22.4%	47.2%	25.8%	3.8%	0.8%	100%
28年度	416	738	496	92	9	1,751
	23.8%	42.1%	28.3%	5.3%	0.5%	100%
29年度	602	814	836	118	77	2,447
	24.6%	33.3%	34.2%	4.8%	3.1%	100%
30年度	463	632	645	148	47	1,935
	23.9%	32.7%	33.3%	7.6%	2.4%	100%
元年度	417	575	549	130	50	1,721
	24.2%	33.4%	31.9%	7.6%	2.9%	100%

(単位:人)

- 障害種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。
- 通報・届出の際に明らかなもののみ計上している。

【参考】第3表 年度別・虐待種別障害者数(通報・届出の対象となった障害者)

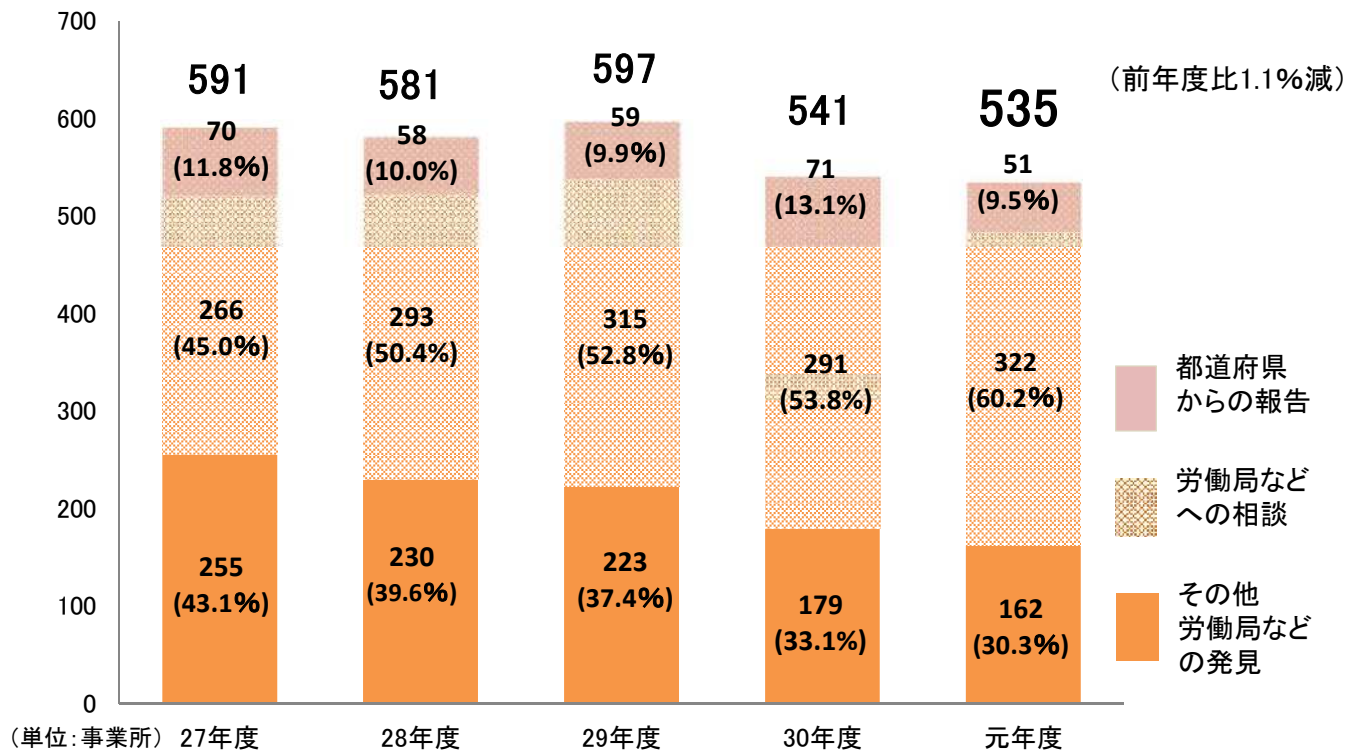
	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放置等による虐待	経済的虐待	合 計
27年度	221	35	549	104	1,310	2,219
	10.0%	1.6%	24.7%	4.7%	59.0%	100%
28年度	212	39	618	114	1,063	2,046
	10.4%	1.9%	30.2%	5.6%	52.0%	100%
29年度	286	29	736	126	1,711	2,888
	9.9%	1.0%	25.5%	4.4%	59.2%	100%
30年度	187	58	827	100	1,116	2,288
	8.2%	2.5%	36.1%	4.4%	48.8%	100%
元年度	209	37	713	81	951	1,991
	10.5%	1.9%	35.8%	4.1%	47.8%	100%

(単位:人)

- 虐待種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。
- 通報・届出の際に明らかなもののみ計上している。

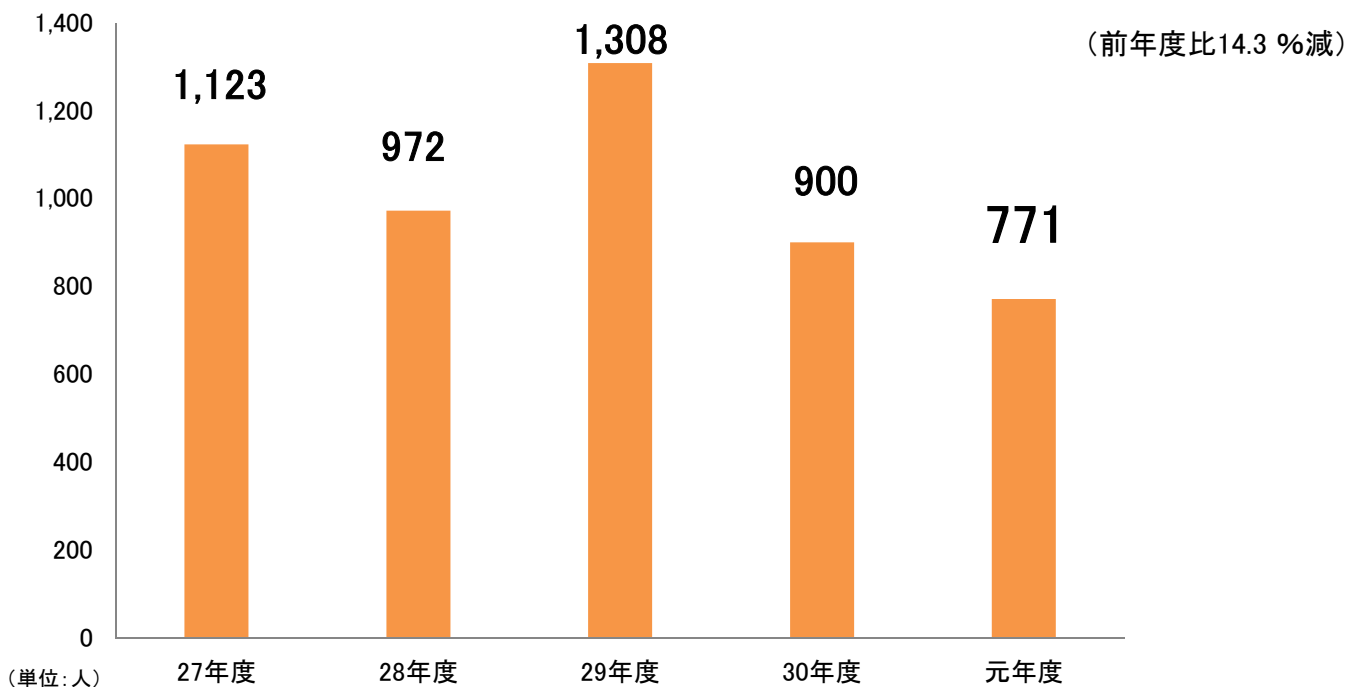
2 都道府県労働局の対応結果

(1) 虐待が認められた事業所数（把握の端緒別）



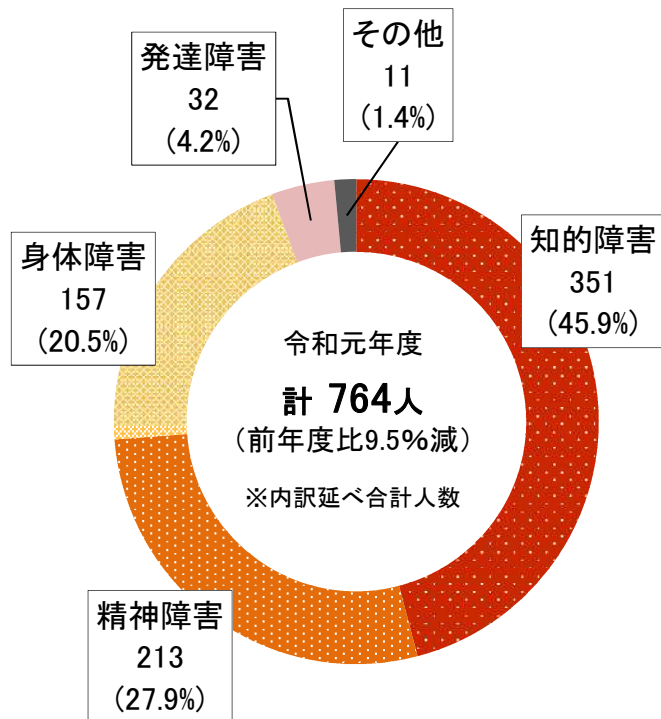
■ 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

(2) 虐待が認められた障害者数



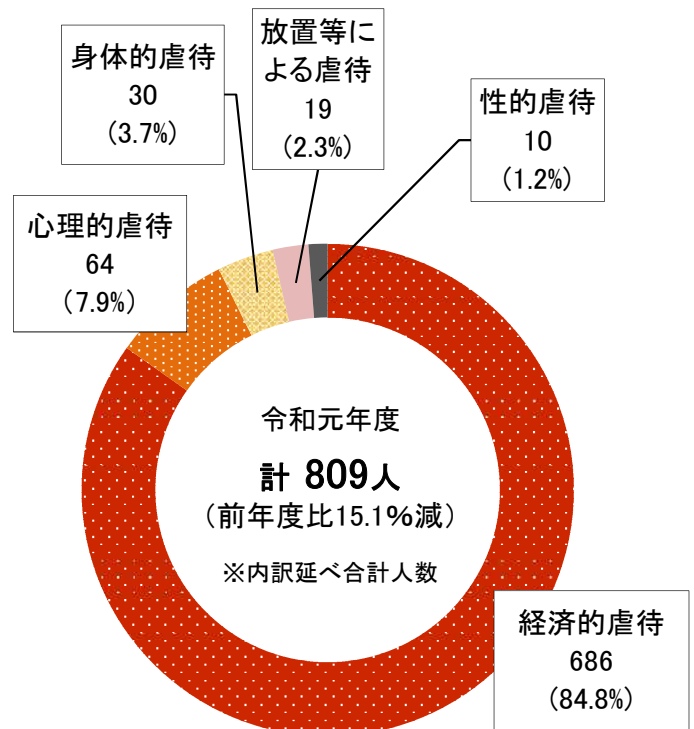
(3) 虐待が認められた障害者数（障害種別・虐待種別）

①障害種別



(単位:人)

②虐待種別



(単位:人)

- 障害種別や虐待種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

【参考】第4表 虐待種別・障害種別障害者数(虐待が認められた障害者)

虐待種別	障害種別				
	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他
身体的虐待	6	14	4	4	0
性的虐待	1	1	5	1	2
心理的虐待	13	20	22	7	1
放置等による虐待	5	11	2	1	0
経済的虐待	139	317	191	20	9

(単位:人)

- 障害種別や虐待種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

【参考】第5表 年度別・障害種別障害者数(虐待が認められた障害者)

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他	合 計
27年度	229	658	230	29	1	1,147
	20.0%	57.4%	20.1%	2.5%	0.1%	100%
28年度	209	530	234	20	0	993
	21.0%	53.4%	23.6%	2.0%	0.0%	100%
29年度	272	489	452	36	71	1,320
	20.6%	37.0%	34.2%	2.7%	5.4%	100%
30年度	156	400	244	35	9	844
	18.5%	47.4%	28.9%	4.1%	1.1%	100%
元年度	157	351	213	32	11	764
	20.5%	45.9%	27.9%	4.2%	1.4%	100%

(単位:人)

- 障害種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

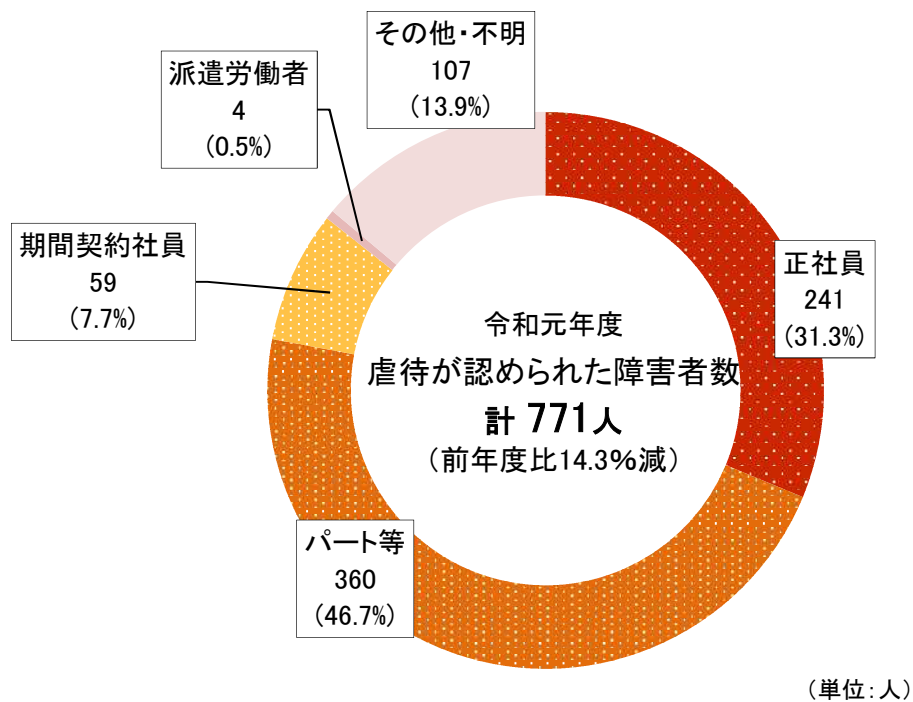
【参考】第6表 年度別・虐待種別障害者数(虐待が認められた障害者)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放置等による虐待	経済的虐待	合 計
27年度	87	11	88	16	984	1,186
	7.3%	0.9%	7.4%	1.3%	83.0%	100%
28年度	57	6	115	14	852	1,044
	5.5%	0.6%	11.0%	1.3%	81.6%	100%
29年度	80	7	116	27	1,162	1,392
	5.7%	0.5%	8.3%	1.9%	83.5%	100%
30年度	42	9	92	19	791	953
	4.4%	0.9%	9.7%	2.0%	83.0%	100%
元年度	30	10	64	19	686	809
	3.7%	1.2%	7.9%	2.3%	84.8%	100%

(単位:人)

- 虐待種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

(4) 被虐待者の就労形態別内訳



■ 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

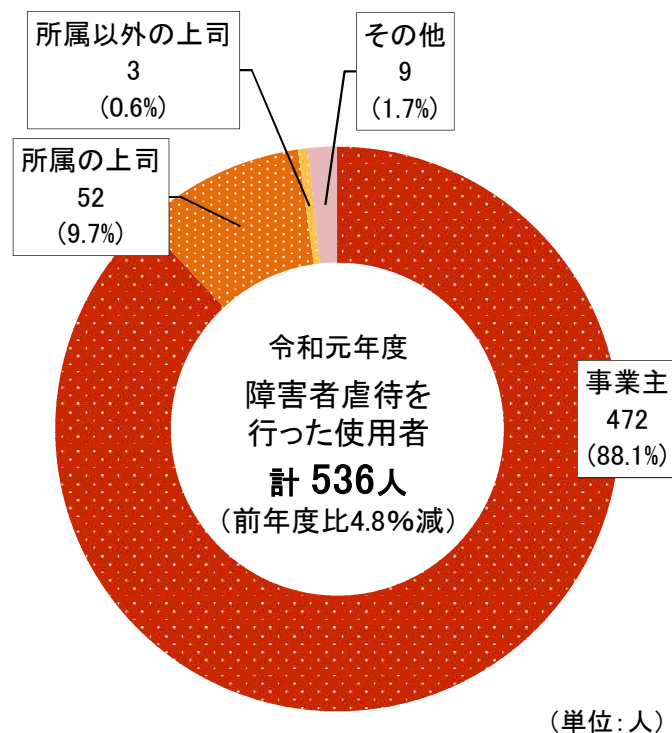
【参考】 第7表 令和元年度 虐待種別・就労形態別障害者数(虐待が認められた障害者)

虐待種別	虐待が認められた障害者数: 771人(100%)					合計
	正社員	パート等	期間契約社員	派遣労働者	その他・不明	
	241 (31.3%)	360 (46.7%)	59 (7.7%)	4 (0.5%)	107 (13.9%)	
身体的虐待	7	8	5	1	9	30
性的虐待	3	5	0	0	2	10
心理的虐待	13	23	10	1	16	63
放置等による虐待	2	14	0	0	3	19
経済的虐待	222	323	48	3	85	681

(単位: 人)

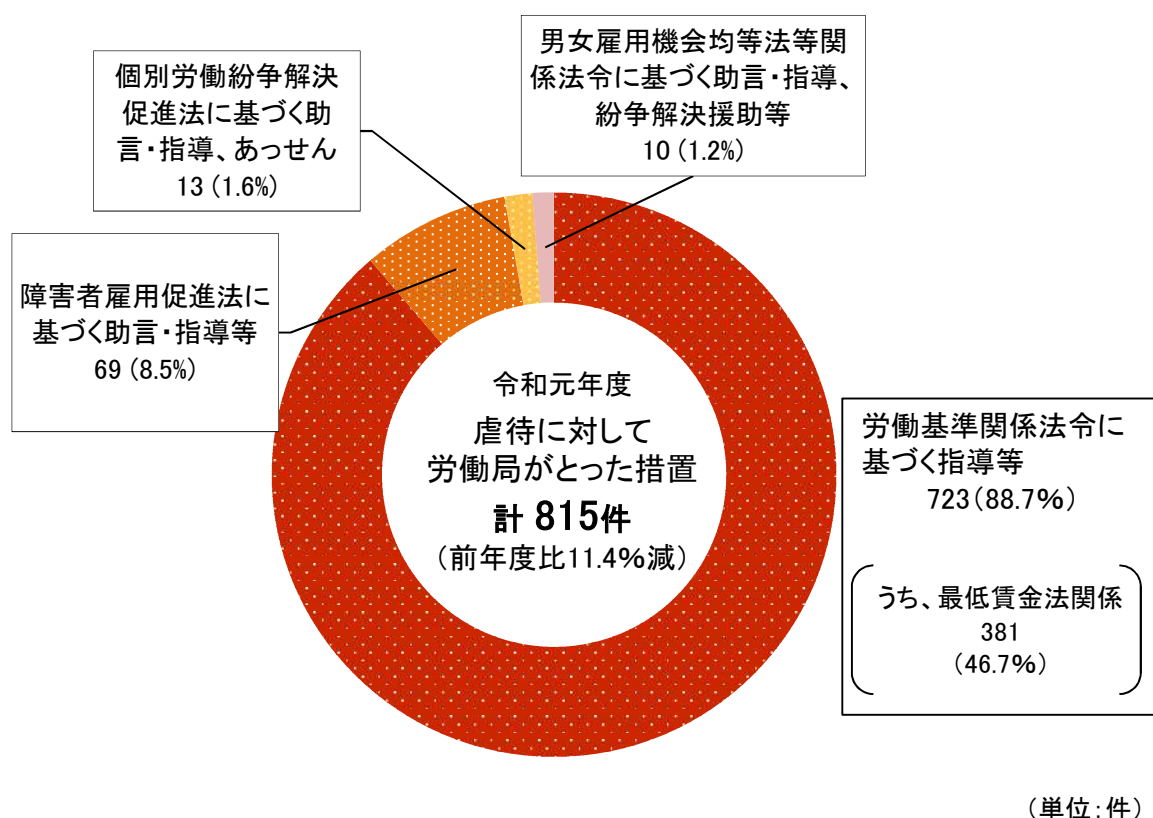
- 虐待種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

（５）障害者虐待を行った使用者の内訳



■ 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

（６）虐待に対して労働局がとった措置



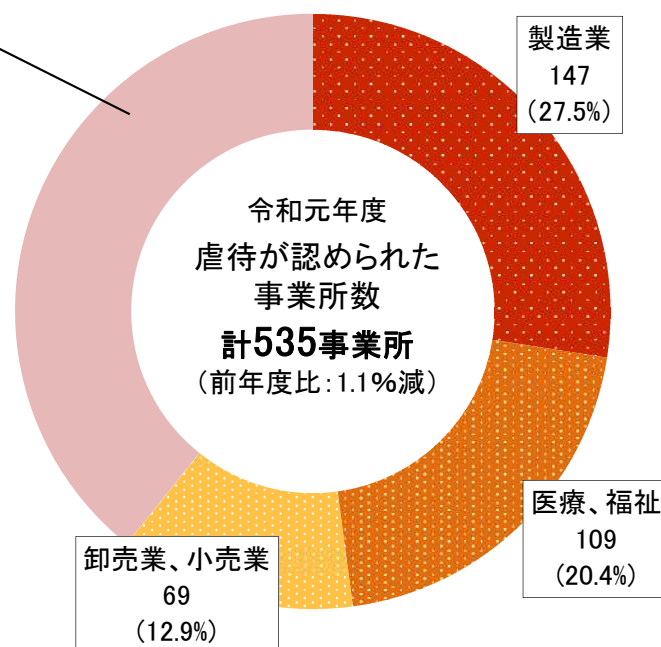
■ 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

(7) 虐待が認められた事業所の業種・規模

①業種別

ほか 計210(39.3%)

サービス業(他に分類されないもの)	45	(8.4%)
宿泊業、飲食サービス業	40	(7.5%)
建設業	31	(5.8%)
運輸業、郵便業	28	(5.2%)
生活関連サービス業・娯楽業	28	(5.2%)
農業、林業	18	(3.4%)
学術研究、専門・技術サービス業	7	(1.3%)
教育、学習支援業	4	(0.7%)
不動産業、物品賃貸業	3	(0.6%)
複合サービス事業	3	(0.6%)
金融業、保険業	1	(0.2%)
分類不能の産業	2	(0.4%)



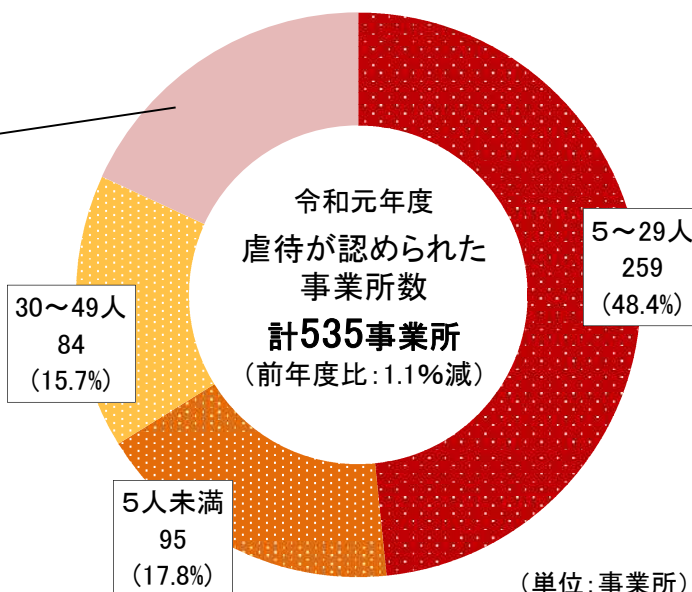
(単位: 事業所)

■ 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

②規模別

ほか 計97(18.1%)

100~299人	35	(6.5%)
50~99人	28	(5.2%)
1000人以上	6	(1.1%)
300~499人	4	(0.7%)
500~999人	1	(0.2%)
不明	23	(4.3%)



(単位: 事業所)

■ 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

【参考】第8表 規模別・虐待種別事業所数(虐待が認められた事業所)

規 模	事業所数		虐待種別(虐待が認められた事業所)				
	件数	内訳	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放置等による虐待	経済的虐待
5人未満	95	17.8%	1	3	2	2	90
5～29人	259	48.4%	15	2	18	4	228
30～49人	84	15.7%	5	2	12	2	72
50～99人	28	5.2%	2	0	6	0	23
100～299人	35	6.5%	1	1	9	0	25
300～499人	4	0.7%	1	0	0	1	2
500～999人	1	0.2%	0	0	1	0	0
1,000人以上	6	1.1%	3	0	3	0	1
不明	23	4.3%	1	2	7	2	18
合 計	535	100.0%	29	10	58	11	459

(単位:人)

- 虐待種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

【参考】第9表 規模別・虐待種別障害者数(虐待が認められた障害者)

規 模	被虐待者数		虐待種別(虐待が認められた障害者)				
	件数	内訳	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放置等による虐待	経済的虐待
5人未満	104	13.5%	1	3	2	2	101
5～29人	420	54.5%	15	2	18	12	382
30～49人	126	16.3%	5	2	12	2	115
50～99人	45	5.8%	2	0	6	0	40
100～299人	38	4.9%	2	1	10	0	27
300～499人	4	0.5%	1	0	0	1	2
500～999人	1	0.1%	0	0	1	0	0
1,000人以上	7	0.9%	3	0	5	0	1
不明	26	3.4%	1	2	10	2	18
合 計	771	100.0%	30	10	64	19	686

(単位:人)

- 虐待種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

令和元年度における使用者による障害者虐待の事例

事例 1	身体的虐待が認められた事例
通報・届出の概要	○障害種別：知的障害 ○就労形態：正社員 ○事業所の規模：100人～299人 ○業種：製造業 相談支援専門員から通報がなされたもの。 品質確認の作業においてミスが続発したため、上司が当該ミスを注意したが、無視されたことから、かっとなり障害者の頭を叩く出来事が複数回発生したところ、同障害者から相談を受けた同専門員が公共職業安定所に相談したものの。
労働局の対応	労働局は職業安定部（公共職業安定所）を担当部署とし、訪問調査を実施した。 事業主に事情聴取したところ、同専門員からの相談内容を事実として認めた。 使用者による身体的虐待が認められたことから、公共職業安定所は、事業主に対し、再発防止策および障害特性を踏まえた対応を行うよう指導を行った。 処理終了後、労働局は都道府県庁に対して情報提供を行った。

事例 2	性的虐待が認められた事例
通報・届出の概要	○障害種別：身体障害 ○就労形態：正社員 ○事業所の規模：30人～49人 ○業種：宿泊業 障害者本人から届出がなされたもの。 同障害者が、わいせつな会話を複数回行われるなど上司から性的虐待を受けているため、事業主に相談したものの、防止措置が講じられなかったことから、労働局に相談したものの。
労働局の対応	労働局は雇用環境・均等部（室）を担当部署として、訪問調査を実施した。 事業主に事情聴取したところ、障害者本人からの届出内容を事実として認めた。 使用者による性的虐待が認められたことから、雇用環境・均等部（室）は、事業主に対し、男女雇用機会均等法に基づき、セクシュアルハラスメントの行為者に対する措置を適正に行うことと、再発防止策について指導を行った。 処理終了後、労働局は都道府県庁に対して情報提供を行った。

事例 3	心理的虐待が認められた事例
通報・届出の概要	○障害種別：知的障害・精神障害 ○就労形態：期間契約社員 ○事業所の規模：5人～29人 ○業種：ビルメンテナンス業 同僚から通報がなされたもの。 上司が、社内ルールを繰り返し違反した障害者に対し、その都度指導していたが、一向に改善されなかったことから、感情的になり「アホ」などの人格を無視した発言を繰り返していたところ、見かねた同僚が公共職業安定所に相談したもの。
労働局の対応	労働局は職業安定部（公共職業安定所）を担当部署とし、訪問調査を実施した。 事業主から事情聴取したところ、同僚からの相談内容を事実として認めた。 使用者による心理的虐待が認められたことから、公共職業安定所は、事業主に対し、業務指導の一環との認識で行った行為であっても、著しい暴言などは心理的虐待に当たることを指摘の上、障害特性などを踏まえて対応するよう指導を行った。 処理終了後、労働局は都道府県庁へ情報提供を行った。

事例 4	心理的・放置による虐待が認められた事例
通報・届出の概要	○障害種別：発達障害 ○就労形態：パート等 ○事業所の規模：30人～49人 ○業種：製造業 障害者本人から市町村を通じて届出がなされたもの。 管理者が同障害者に対して必要な業務指示を行わないため円滑な業務を遂行できないにもかかわらず、業務上のミスを起こした際、激しい口調で叱責することなどについて同障害者が市町村に相談したもの。
労働局の対応	労働局は職業安定部（公共職業安定所）を担当部署とし、訪問調査を実施した。 事業主から事情聴取したところ、障害者本人からの届出内容を事実として認めた。 使用者による心理的虐待および放置による虐待が認められたことから、公共職業安定所は、事業主に対し、再発防止策および障害特性などを踏まえて対応するよう指導を行った。 処理終了後、労働局は都道府県庁へ情報提供を行った。

事例 5	身体的・放置による虐待が認められた事例
通報・届出の概要	○障害種別：身体障害 ○就労形態：パート等 ○事業所の規模：5人～29人 ○業種：製造業 障害者本人から市町村を通じて届出がなされたもの。 屋外に設置された販売所で勤務しているものの、夏期において熱中症対策が講じられていないことについて同障害者が市町村に相談したもの。
労働局の対応	労働局は労働基準部（労働基準監督署）を担当部署とし、監督指導を実施した。 事業主に事情聴取したところ、販売所に飲料水などを備えていないなど熱中症対策を講じていない事実が認められた。 使用者による身体的虐待および放置による虐待が認められたことから、労働基準監督署は、事業主に対し、労働安全衛生法に基づく措置を講じるよう是正指導を行った。 処理終了後、労働局は都道府県庁へ情報提供を行った。

事例 6	経済的虐待が認められた事例
通報・届出の概要	○障害種別：知的障害 ○就労形態：パート等 ○事業所の規模：5人未満 ○業種：飲食店 障害者本人から届出がなされたもの。 入社時に事業主と契約した約定賃金額が地域別最低賃金額を1時間当たり約20円下回っていたところ、半年後、本人の合意なく更に地域別最低賃金額を約50円下回る約定賃金額に変更させられたことについて同障害者が労働基準監督署に相談したもの。
労働局の対応	労働局は労働基準部（労働基準監督署）を担当部署とし、監督指導を実施した。 賃金台帳などを確認したところ、法定の除外事由（最低賃金の減額特例許可）なく、地域別最低賃金額未満の賃金を支払っていたことが認められた。 事業主は、健常者と比較して作業能率が劣っているため、地域別最低賃金額を下回る賃金額で労働させてよいものと認識していた旨を申し出た。 使用者による経済的虐待が認められたことから、労働基準監督署は、事業主に対し、地域別最低賃金額との差額を支払うよう是正指導を行った。 処理終了後、労働局は都道府県庁へ情報提供を行った。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行)

目的

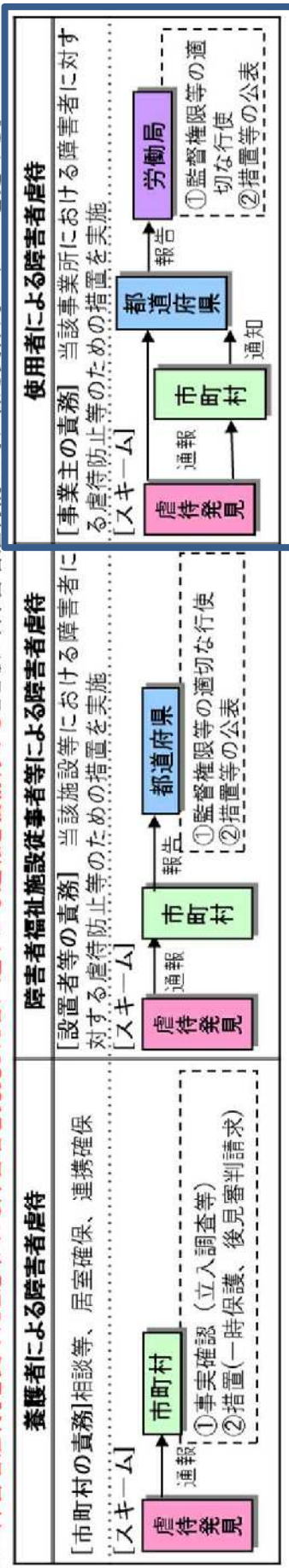
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援の措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 3 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 2 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

使用者による障害者虐待が行われた場合などの対応

1) 都道府県に通報・届出が寄せられた場合

都道府県に使用者による障害者虐待の通報・届出が寄せられた場合、都道府県は労働局へ報告を行う。

市町村に通報・届出が寄せられた場合、市町村は都道府県に通知を行い、都道府県から労働局に報告がなされる。

報告を受けた労働局は、労働基準法、障害者雇用促進法、男女雇用機会均等法など所管する法令に基づき、所轄の労働局、労働基準監督署または公共職業安定所の職員が事業所に出向くなどして、調査や必要な指導を行う。

2) 労働局に直接、通報・届出が寄せられた場合

労働局（労働基準監督署、公共職業安定所含む）に直接、使用者による障害者虐待の通報・届出が寄せられた場合、労働局は都道府県に情報提供する一方、都道府県からの報告があった場合と同様に調査や必要な指導を行う。

